

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1 改正の趣旨

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第577条の2第2項において、リスクアセスメント対象物（リスクアセスメント（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3第1項の規定による危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）をいう。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物をいう。）のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下にしなければならないこととされ、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」（令和5年厚生労働省告示第177号。以下「告示」という。）で256物質について濃度基準値が定められている。

今般、「令和7年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和8年3月27日公表）を踏まえ、新たに48物質について濃度基準値を定めるほか、六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を「弗素及びその水溶性無機化合物」に追加する等の所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 48物質について、別表の左欄に掲げる物の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる値のとおり濃度基準値を定める。
- (2) 告示別表の「弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）」の項に「六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）」を追加する。
- (3) その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

安衛則第577条の2第2項

4 適用期日等

告示日：令和8年8月下旬（予定）

適用期日：令和9年10月1日